

広労発基 0828 第 2 号
平成 30 年 8 月 28 日

(公社) 広島県労働基準協会長 殿

広島労働局長



労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
この度、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第108号)について、平成30年8月9日に公布され、同日より施行されたところです。

改正の内容は下記のとおりです。

つきましては、貴団体におかれましても、御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 改正の概要(労働安全衛生規則第52条の10関係)

今般、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「検査」という。)の実施者に、検査を行うために必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるもの(以下「厚生労働大臣が定める研修」という。)を修了した歯科医師及び公認心理師を追加することとしたこと。

2 細部事項

厚生労働大臣が定める研修を修了した歯科医師又は公認心理師により検査を実施する場合には、検査を受ける労働者の属する事業場の状況を日頃から把握している者であることが望ましいこと。

また、歯科医師については、労働衛生コンサルタントとして労働者のメンタルヘルスを含めた健康管理等に関与していることが望ましいこと。

3 その他

今般の省令改正を受け、次に掲げる公示及び通達について所要の改正を行ったこと。

- (1) 心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針(平成27年4月15日心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第1号)
- (2) 「労働安全衛生規則第52条の10第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修に係る具体的事項について」(平成27年5月1日基発第0501第4号)

